

いわゆる屋根貸しにおいて設置された太陽電池発電設備の

電気事業法上の取扱い（電気保安）について

平成28年4月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

1. 背景

平成24年3月の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第51号）（以下「規則」という。）附則第17条の改正により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第3条第2項に規定する認定発電設備のうち、規則附則第17条第1項第2号イからニまでの条件を満たすものについては、当該認定発電設備が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下「特例需要場所」という。）を1つの需要場所とみなすこととなった。これにより、例えば、住宅等の原需要場所（規則附則第17条第1項に規定する「原需要場所」をいう。以下同じ。）の屋根等に当該住宅等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）とは異なる設置者が太陽電池発電設備を設置する形態（以下「屋根貸し」という。）を行う場合には、一般電気事業者に申出を行えば、原需要場所とは別に当該太陽電池発電設備用の連系線を引き込むことが可能となった。

特例需要場所への該当を判断するに当たっては、規則附則第17条第1項第2号ハにおいて、「保安上の支障がないことが確保されていること」が要件の一つとなっていること、また、屋根貸しによって設置された太陽電池発電設備により発電された電気を災害等の系統停電時に原需要場所を構成する住宅等（以下「母屋」という。）の所有者が使用できるようにしたいとのニーズがあることから、これらの保安上の取扱いについて整理する。

（※）この整理において、太陽電池発電設備の設置者が需要設備の設置者と同一の場合であっても、原則的に同様に扱い得るが、扱いが異なる場所については、注釈の通りに整理する

なお、「いわゆる屋根貸しにおいて設置された太陽電池発電設備の停電時における使用について（平成25年8月経済産業省商務流通保安グループ電力安全課）」は廃止する。

2. 規則附則第17条第2号ハの「保安上の支障がないこと」の考え方について

(1) 「保安上の支障がない」と判断する基準について

次に掲げる全ての要件を満たす場合に「保安上の支障がない」と判断する。ただし、(2)に掲げる留意点に留意が必要である。

イ 当該太陽電池発電設備及び関連設備が、電気設備に関する技術基準を定める省令を満たす設備であること

ロ 当該太陽電池発電設備と母屋の電気工作物が平時において電氣的に接続されていないこと

ハ 当該太陽電池発電設備の配線が、母屋の電気工作物の配線と識別可能なように施設されていること

ニ 当該太陽電池発電設備の点検等のため、当該太陽電池発電設備又は関連設備の構内に立ち入る場合にあっては、母屋の所有者等が立ち会うなど、アクセスが認められるとともに誤認による事故等が発生しないように予め申し合わせがなされていること (※1)

ホ 太陽電池発電設備と母屋のそれぞれの所有者等の間で、保安上の責任分界点が明確にされていること (※2)

ヘ 系統停電時に、当該太陽電池発電設備において発電した電気を母屋において使用する場合には、次に掲げる全ての要件を満たすこと

(イ) 母屋において当該太陽電池発電設備からの電気を使用できるのは、系統停電時に限ること (※3)

(ロ) 次のいずれかの要件を満たすこと

(a) 平時においては、母屋で電気を使用するための屋内配線と当該太陽電池発電設備が電氣的に接続されていないが、系統停電時に、当該太陽電池発電設備に係るパワーコンディショナーに附属するコンセント(いわゆる専用コンセント)を活用して、当該設備を独立した回線で非常用発電設備として電気を使用する場合等。

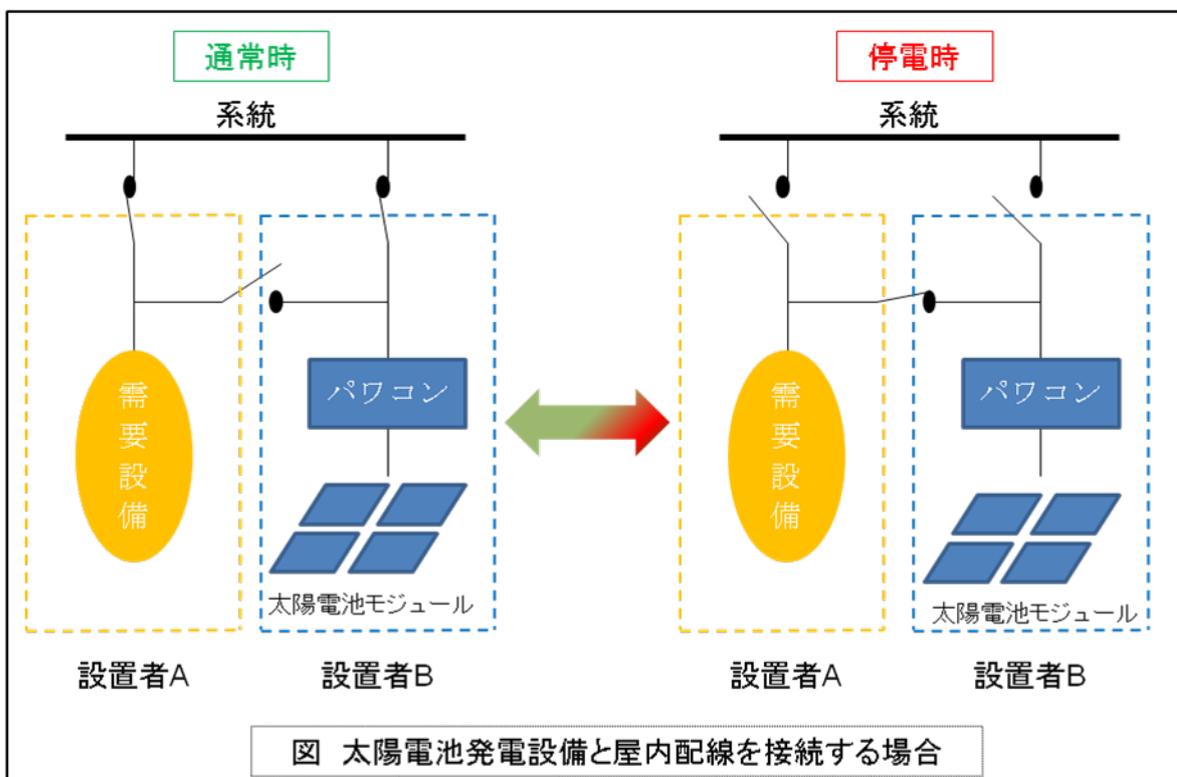
(b) 平時においては、母屋で電気を使用するための屋内配線と当該太陽電池発電設備が電氣的に接続されていないが、系統停電時に母屋及び当該太陽電池発電設備が確実に系統から切り離される場合に限り、母屋の屋内配線と太陽電池発電設備とが電氣的に接続されるよう設備が設置されること(図のように母屋と当該太陽電池発電設備との間にいわゆるインターロック機構を採用する場合等。)

(※1) 太陽電池発電設備と需要設備が同一設置者である場合を除く。

(※2) 太陽電池発電設備と需要設備が同一設置者の場合であって、いずれかの設備が自家用電気工作物である場合には、設備間で、保安上の境界が明確にされていること。

(※3) 系統停電発生後のブレーカ操作や開閉器の系統側に設置する不足電圧継電器

による系統停電検知等の場合に限る。



(2) 保安上の留意点について

(1) で求められている設備は、平時においては両設備が切り離されており、電気事業法の保安規制上、異なる構内を形成しているとみなされるが、母屋と屋根貸しの太陽電池発電設備とが系統停電時に一時的に電氣的に接続する場合においても、引続き異なる構内を形成しているものとみなし、平時と同様の電気工作物として扱うものとする。(※4)

なお、この場合については以下のような点に留意が必要である。

- イ 母屋及び太陽電池発電設備の両方が事業用電気工作物である場合には、両設備に選任されている電気主任技術者が保安上の協議の上、実施すること。
- ロ 母屋が事業用電気工作物で、太陽電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、母屋に選任されている電気主任技術者が母屋の電気設備に災害等による損傷等（例えば屋内配線の断線など）がないことなどを十分に確認し、電気保安上の懸念がないことを確認した上で、母屋において電気の使用を行うこと。
- ハ 母屋が一般用電気工作物である場合には、母屋の電気工作物に損傷があるか否かを母屋の所有者等が判断することが難しい場合があることを踏まえ、電気の特門家等（電気主任技術者、電気工事士等）により安全が確認された後、母屋にお

いて電気の使用を行うことが望ましい。(※5) また、周囲の住宅が地震等による損壊被害を生じている場合など、母屋にも何らかの損傷があることが類推されるような場合には、電気火災が発生する可能性があるため、電気を使用せず、避難するなどの防災対策を太陽電池発電設備の設置者等が母屋の所有者等に事前に十分に周知することが望ましい。

(※4) 太陽電池発電設備の設置者が需要設備の設置者と同一の場合も同様に扱うものとする。

(※5) 母屋及び太陽電池発電設備の両方が一般用電気工作物である場合には、2.(2)イ、ロ、ハ(太陽電池発電設備が事業用電気工作物の場合)に比べて電気主任技術者の指示を受けることが困難と想定されることから、より一層電気の専門家等への安全性の事前確認を行うことが望ましい。

【参考条文等】

○電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十条の二第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技

術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

- 3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）

第五十二条

- 2 自家用電気工作物であって、出力千キロワット未満の発電所（原子力発電所を除く。）のみに係る前項の表一、二、三若しくは七の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは七の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表七の事業場のうち、当該発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）を次条に規定する要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る同表三又は七の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。
- 3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣（監督に係る事業用電気工作場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第五十三条の二において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

附 則

（一の需要場所の特例）

第十七条 第二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、次の各号に掲げる設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている部分を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）については、当該各号に定める要件を満たす場合であって、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方から当該設備の設置に際して電気事業者に対し申出があったときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、

一の需要場所とみなす。

一 電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であって、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクタから構成されるものをいう。）

イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ 公道に面している等、特例需要場所への電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立ち入りが容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への電気事業者の立ち入りに支障が生じないこと

ロ 原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること

ハ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方が負担するものであること

二 再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。） イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ 原需要場所において認定発電設備と関係のない相当規模の需要があること

ロ 公道に面している等、特例需要場所への電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立ち入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該認定発電設備付近への電気事業者の立ち入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への電気事業者の立ち入りに支障が生じないこと

ハ 原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること

ニ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方が負担するものであること

2 前項の場合においては、第二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる場所については、同項の規定にかかわらず、前項の規定により一の需要場所とみなされる場所を除いた場所を一の需要場所とみなす。